開局時間

保険薬局

月・火・水・木・金	9：00～17：00
-	-
土	10：00～15：00
日曜・祝日	定休日

緊急連絡先（転送電話） 075-314-8200

調剤管理料、服薬管理指導料

＜調剤管理料＞

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

＜服薬管理指導料＞

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

施設基準と薬剤服用歴の活用について

当薬局の施設基準は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

調剤基本料1	・・・・	**45**	点
後発医薬品調剤体制加算3	・・・・	**30**	点
地域支援体制加算2	・・・・	**40**	点
在宅薬学総合体制加算2	・・・・	**50**	点
連携強化加算	・・・・	**5**	点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	・・・・	**250**	点
在宅中心静脈栄養法加算	・・・・	**150**	点

※当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品調剤体制加算を算定しています。

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化と患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、

「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を
無料で発行しています。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。



保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、**実費で負担**をお願いしています。

項目	費用
長期収載品の選定療養	2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品を希望により選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担いただきます。
患者希望による一包化	**300円/週**
水剤容器	**50～100円**
軟膏容器	**20～100円**
患者宅への配送料・在宅医療の交通費	**500円**
–	–
–	–
–	–
–	–
–	–
–	–

地域医療に貢献する薬局としての取り組み

医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



在宅医療



医療機関や訪問看護ステーション、福祉サービスと連携した在宅医療の対応ができます。
（年２４回以上の実績あり）

要指導医薬品・一般用医薬品の販売

OTC48薬効群の他、医療材料および衛生材料を供給可能な体制があります。

緊急経口避妊薬の備蓄

緊急経口避妊薬を取り扱っています



敷地内禁煙・喫煙器具たばこ販売の禁止



当薬局の敷地内は禁煙です。
販売も致しません。

地域医療に貢献する薬局としての取り組み

健康相談

健康相談を行っています。
聴き取りの上で医療機関への受診も勧奨しています。



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。



管理薬剤師の実務経験

当薬局の管理薬剤師は５年以上の経験と当薬局に１年以上勤務実績があります。

麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。

患者さんへのお願い

医薬品の供給が難しくなっています

薬の製造、需要などの問題が複原因で流通が逼迫している状況が続いており、
十分な供給が難しい医薬品がございます。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間での医薬品の融通・医療機関との連携に努めています。

場合によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。

- **同一成分・同一薬効薬への変更**
- **処方日数の変更など**



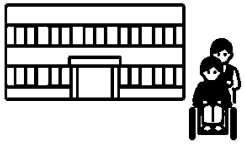
何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

≪ 同一建物居住者 ≫



379単位/回（2－9人）

342単位/回（10人以上）



≪ 同一建物居住者以外 ≫

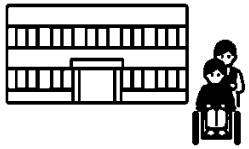
518単位/回

自己負担金については自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

≪ 同一建物居住者 ≫



320点/回（2－9人）

290点/回（10人以上）



≪ 同一建物居住者以外 ≫

650点/回

自己負担金については自己負担率により金額が変わります。

無菌調剤に対応しています

当薬局では、

中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬などに対する

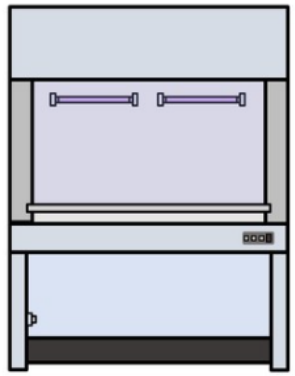
無菌調剤に対応しています。

（下記の通り、無菌製剤処理加算の基準を満たしております。）

・当薬局は2名以上の保険薬剤師が在籍しています

・無菌製剤を処理するための設備

(無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネット等)を設置しています。



在宅訪問対応に関する取り組み



24時間対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。

かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



医療材料、衛生資材の供給

医療材料および衛生資材を供給ができる体制です



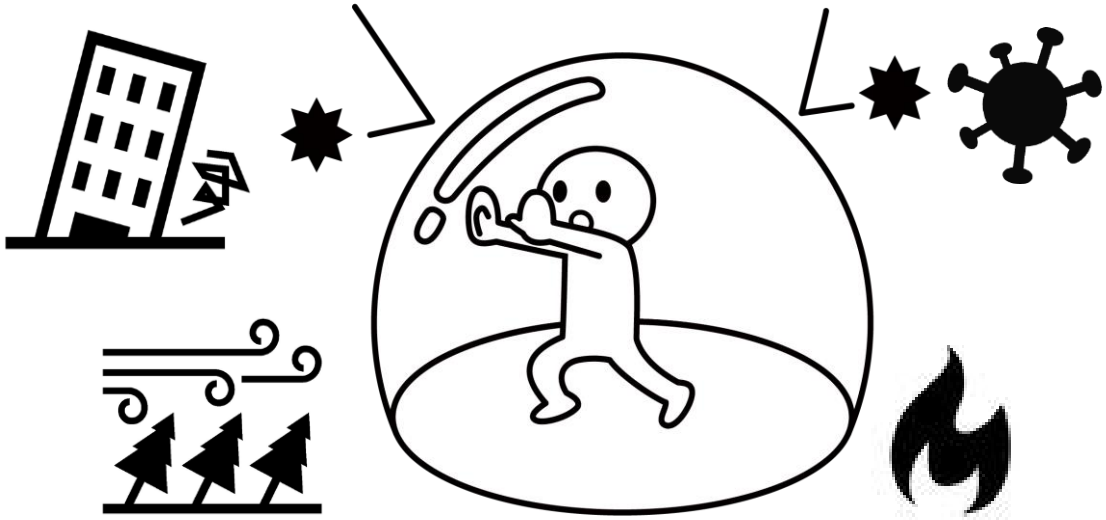
在宅医療

在宅業務体制の整備と実績があります（年間24回以上）



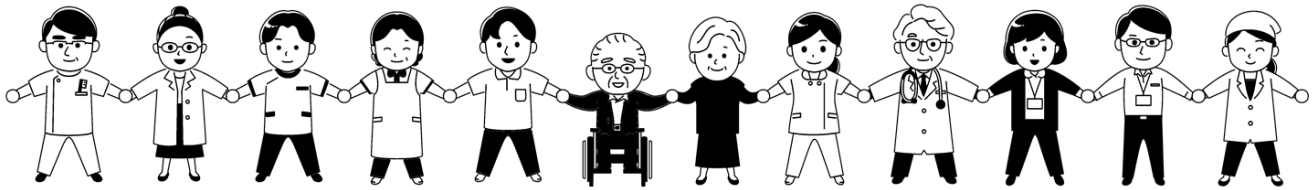
災害発生・感染症流行時に対応する体制について

当薬局は災害や新しい感染症が発生した際に、適切な医療提供をおこなうための体制を備えています。



他の薬局や病院、行政機関と連携し、

災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。



「かかりつけ薬剤師」にご相談下さい

担当薬剤師を指名し、同意書にご署名いただくことで、
次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

いろんな
病院で薬を
もらっている

こんなこと
気軽に聞いていい
のかなぁ…

お薬がたくさんあって
間違えそうになる



専任の薬剤師が
あなたの薬を管理します

いつでも
相談OK

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、
複数の医療機関にかかった場合でも、処方箋をまとめて受け付けることで、
使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします

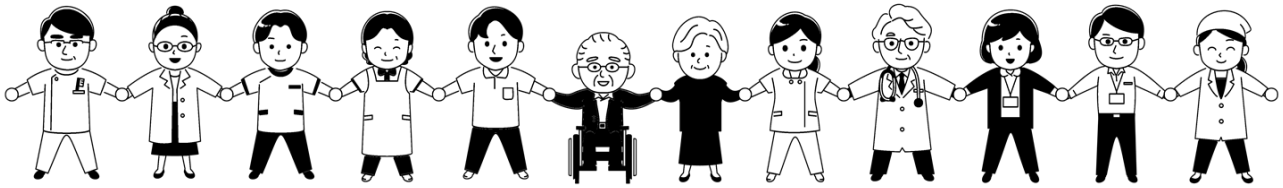
- 保険薬剤師の経験3年以上
- 週32時間以上の**勤務**
- 当薬局へ1年以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- 医療に係る地域活動の取組への参画

医療情報取得加算

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

調剤時（12月に１回に限り算定） 医療情報取得加算 １点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。



高齢者虐待防止のための指針

カリン薬局

１　高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当薬局では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

２　虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

３　高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当薬局では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

（1）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

（2）高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

・委員長は管理薬剤師が務める。

・委員会の委員は、勤務薬剤師（代表1名）・事務職員（代表1名）とする。

（3）高齢者虐待防止検討委員会の開催

・委員会は、委員長の招集により年１回以上開催する。

・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

（4）高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること

④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること

⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

（5）高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理薬剤師とする。

４　高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

（1）定期的な研修の実施（年１回以上）

（2）新任職員への研修の実施

（3）その他必要な教育・研修の実施

（4）実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（1）虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

（2）緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制

（1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、３（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

（2）利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（3）薬局内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（4）職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

（5）薬局内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

７　成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

８　虐待等に係る苦情解決方法

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

（2）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（3）対応の結果は相談者にも報告する。

９　利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10　その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本規程は　令和6年4月1日　　より施行する。

おくすり相談や健康相談も行っています

おくすり相談・健康相談

当薬局では処方箋をお持ちでない方
でもお薬相談や健康相談ができます。
お気軽にご相談ください。

全国の処方箋に対応

全国どちらの医療機関の処方箋でも
受付いたします。

